

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院業務委託に係る最低制限価格実施要領

令和6年11月27日

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が発注する業務委託において、理事長が特に著しい低価格での落札による労働環境の悪化や品質の低下が懸念されると認められた委託業務について、契約の内容に適合した履行の確保を図るため、最低制限価格制度の適用に係る事務手続等について定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 この要領が対象とする業務委託は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物清掃
- (2) 電気・機械設備等保守管理
- (3) 警備
- (4) 会計・受付
- (5) 院内物流
- (6) 洗濯

### (最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格の額は、予定価格に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、少数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)とし、この額を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、失格とする。

### (落札者の決定)

第4条 最低制限価格を設定した競争入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定するときは、入札公告により、入札参加者に周知するものとする。

附則 この要領は、令和6年11月27日から施行する。